

令和6年 冬の交通安全運動実施要綱



運動名

令和6年 冬の交通安全運動

期間

12月10日(火) から12月19日(木) までの10日間

目的

年末は、飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されます。さらに、この時期は、日没が早く日の出も遅いことから、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故の増加も心配されます。

運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開することにより、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故の防止を図ることを目的に実施します。

スローガン

飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

運動重点

- 1 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- 2 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
- 3 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



チーバくん

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

自転車利用者のヘルメット着用率 (令和6年7月調査結果・警察庁)

①愛媛	69.3%	⑪茨城	21.7%	⑳奈良	13.7%	㉔熊本	11.1%	㉔神奈川	8.9%
②大分	48.3%	⑫鹿児島	19.2%	㉑宮城	13.1%	㉕福井	11.0%	㉕香川	8.5%
③群馬	40.4%	⑬栃木	18.4%	㉒静岡	13.1%	㉖岩手	10.6%	㉖宮崎	8.1%
④長野	34.7%	⑭福島	18.2%	㉓富山	12.5%	㉗愛知	10.5%	㉗新潟	8.0%
⑤山口	34.2%	⑮徳島	18.2%	㉔京都	12.5%	㉘福岡	10.5%	㉘兵庫	7.7%
⑥鳥取	32.7%	⑯岐阜	17.8%	㉕沖縄	12.5%	㉙北海道	10.3%	㉙千葉	6.5%
⑦石川	29.6%	⑰島根	17.3%	㉖長崎	12.0%	㉚山形	10.2%	㉚大阪	5.5%
⑧三重	29.2%	⑱高知	16.9%	㉗岡山	11.5%	㉛秋田	10.0%	全国平均	17.0%
⑨山梨	27.9%	⑲東京	15.1%	㉘広島	11.3%	㉜埼玉	9.2%		
⑩佐賀	25.6%	⑳和歌山	14.9%	㉙滋賀	11.1%	㉝青森	9.1%		

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されています。

交通事故による被害軽減のため、自転車ヘルメットを着用しましょう。

交通安全教育推進員の派遣

県では、児童生徒、地域住民等の交通安全思想と意識の高揚を図るため、知事が委嘱した交通安全教育推進員を交通安全の研修会、講演会に派遣しています。

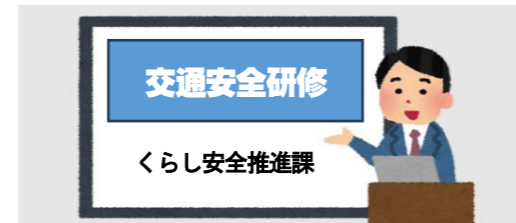
学校、町内会、社員研修などで交通安全教室を開く際に、ぜひご活用ください。

希望される場合は、

千葉県環境生活部くらし安全推進課

(043-223-2263) までお問合せください。

お申込みはこちら→



交通安全ライブラリー

県では、交通安全教育映像 (DVD・VHS) の貸出を行っています。地域・学校・職場で交通安全教育を実施の際は、ぜひご利用ください。

希望される場合は、

千葉県環境生活部くらし安全推進課

(043-223-2263) までお問合せください。

千葉県 HP で確認できます→



【千葉県トラック協会提供】



ドラレコ映像から考える「ゼブラ・ストップ」



ドラレコ映像から考える「飲酒運転の危険性」



運 動 重 点

1 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進

飲酒運転は、運転者だけでなく家族や周りの方まで不幸にするとても悪質な行為です。すべてのドライバーが家族・職場・地域において、飲酒運転の危険性について共有し、みんなで「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会を実現しましょう。

【 推進事項 】

- 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」規範意識の定着

飲酒運転はとても悪質な行為です。

運転者だけでなく飲酒運転を助長する行為も重く罰せられます。

「少しくらい大丈夫だろう。」という気持ちが飲酒事故を招きます。

車を運転する予定があるときは、はっきりと断る勇気を持ちましょう。



- 「千葉県飲酒運転根絶計画」の周知と目標達成に向けた取組の実践

飲酒運転根絶計画〔令和6年度から令和10年度（5か年）〕

【目標】

- ・飲酒運転による死亡事故件数（毎年度） 0件
- ・飲酒運転による交通事故件数（毎年度） 着実な減少
- ・公職にある者の飲酒運転件数（毎年度） 0件
- ・飲酒運転根絶宣言事業所登録数（R10年度） 10,000件
- ・飲酒運転根絶宣言店登録数（R10年度） 3,000件



- 事業者・飲食店における飲酒運転根絶宣言の拡大

事業所・飲食店において、飲酒運転根絶宣言をしませんか？

飲酒運転の根絶には、周りからの声掛けがとても重要です。

従業員みんなで飲酒運転の根絶を目指しましょう。

飲食店ではお客様の交通手段を確認しましょう。お申し込みはこちら→



- ハンドルキーパー運動の普及による安全な交通環境の構築

「ハンドルキーパー」とは、車で飲食店などに行き飲酒をする時に、飲酒をしないで、他の仲間を自宅や駅まで送る人のことを言います。

飲み会では、お互いの交通手段をしっかりと確認し、「ハンドルキーパー」を実践して、飲酒運転を根絶しましょう。

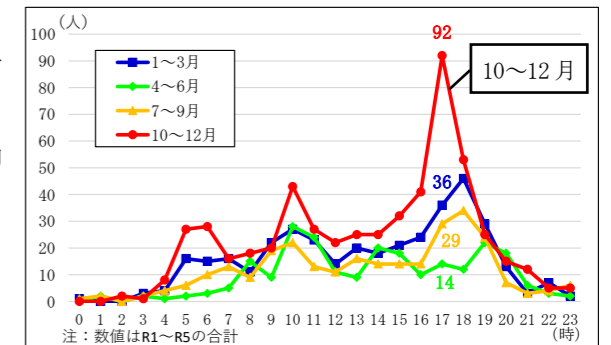


2 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止

【時間帯別の高齢者歩行中死者・重傷者数】

年末は、夕暮れ・夜間・明け方の交通事故が増加する傾向にあります。特に、午後5時台における高齢者歩行中に係る重大事故が増加します。

みんながともに交通事故防止の意識をもって安全行動を心掛けましょう。



【 推進事項 】

- (1) 歩行者の安全確保

- 歩行者による横断意思の明示（手を上げる、差し出す、運転者に顔を向けるなど）

- 「キラリアップ☆ちば」による反射材の着用促進

（キ：危険を回避、ラ：ライトアップ、リ：リフレクター（反射材）やLEDライト）

- 日常生活や教育現場における保護者・教育関係者による交通安全教育の推進

- 加齢に伴う身体や感覚機能の変化を理解してもらい、安全行動を促す交通安全教育の推進

- (2) 歩行者保護意識の向上

- 「ゼブラ・ストップ活動」の徹底（横断歩道手前での前方確認、ブレーキ操作、3（サン）・ライトの徹底、確実なストップ）

- 「3（サン）・ライト運動」の推進（早めのライト点灯と小まめな切替え、反射材・LEDライト等の活用、右からの横断にも注意）

- 交通ルール遵守と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

3 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

千葉県における自転車ヘルメット着用率は、6.5%（全国ワースト2位）です（裏面参照）。

自転車の交通事故は、頭部が致命傷となることが多いです。

被害軽減のため、自転車ヘルメットを着用しましょう。

※自転車運転中の「ながらスマホ」、「酒気帯び運転および幫助」

の罰則が整備されました。



自転車の交通ルール
【県警ウェブサイト】



自転車の安全利用の促進
【警察庁ウェブサイト】

【 推進事項 】

- (1) 自転車ヘルメット着用を始めとした自転車利用者の安全確保

- 全ての自転車・特定小型原動機付自転車利用者のヘルメット着用の徹底

- ヘルメット着用の効果についての理解を深める交通安全教育の推進

- 自転車損害賠償保険等の加入促進と定期的な点検整備の促進

- (2) 交通ルール遵守の徹底

- 飲酒運転、信号無視等の危険な運転の禁止

- 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した広報啓発の推進

- 街頭における指導啓発の推進

